

環境影響評価（環境アセスメント）に係るお知らせ

平成17年1月18日

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第19条の規定に基づき、「タケエイ川崎リサイクルセンター」に係る条例環境影響評価準備書の写しの縦覧を次のとおり行います。

1 指定開発行為者

神奈川県横浜市鶴見区豊岡町14番27号
株式会社タケエイ
代表取締役 三本守

2 指定開発行為の名称及び種類

(1) 名称

タケエイ川崎リサイクルセンター

(2) 種類

廃棄物処理施設の新設（第1種行為）

3 指定開発行為を実施する区域

川崎市川崎区浮島町300番3及び7

4 指定開発行為の目的及び内容

(1) 目的

建設系産業廃棄物中間処理施設の新設

(2) 内容

ア 敷地面積	41,090.50㎡
イ 土地利用計画	
（ア）建築物	18,439.83㎡
a 精選棟	4,677.44㎡
b 選別棟	3,795.08㎡
c 砕石棟	1,705.79㎡
d スクラップ棟	1,503.60㎡
e チップ棟	2,293.00㎡
f 手降ろしヤード棟	2,896.98㎡
g 事務所・厚生棟	955.86㎡
h 作業員休憩棟	247.00㎡
i その他	365.08㎡
（イ）緑化地	10,273.00㎡

(ウ) 構内道路及び駐車場等 12,377.67m²

ウ 処理・工程

- (ア) 混合廃棄物処理ライン
 - a 可燃品処理ライン
 - b 廃プラ処理ライン
 - c 複合品処理ライン
 - d 石膏ボード処理ライン
- (イ) コンクリート処理ライン
- (ウ) 木くず処理ライン
- (エ) スクラップ処理ライン

5 指定開発行為の施行期間

平成17年6月～平成18年3月

6 条例環境影響評価準備書の写しの縦覧期間、場所及び時間

(1) 期 間

平成17年1月18日(火)から平成17年3月3日(木)まで

(2) 場 所

川崎区役所、川崎区役所大師支所及び本庁(環境局環境評価室)

(3) 時 間

午前8時30分から午後5時まで

ただし、土曜日、日曜日等閉庁日は除きます。